

EU のオムニバス提案により CSRD 報告義務が大幅に縮小される可能性

2025
2月28日

2025年2月26日、欧州委員会は、すでに施行されている、あるいは施行予定の欧州連合(EU)のサステナビリティに関する複数の規制を大幅に縮小することを目的とした提案パッケージ(「オムニバス・パッケージ」)を発表した。これは、欧州委員会のウルスラ・フォン・デア・ライエン委員長が昨年発表した、企業の報告負担を25%(中小企業は35%)軽減するという公約の一環である。

影響を受ける主な規制は、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)、企業サステナビリティデューデリジェンス指令(CSDDD)、欧州タクソノミー規則(EU Taxonomy)、炭素国境調整メカニズム(CBAM)、InvestEUである。

なお、これらは提案であり、最終的な規制決定ではない。この提案は、審査、コメント、承認のプロセスを経て、EU各加盟国の法律として施行される必要がある。企業は、短期的なコンプライアンス準備を進めつつも、その動向を注視する必要がある。

提案の概要

CSRD、CSDDD、EUタクソノミー、CBAMに関する重要な変更案は以下の通り。

CSRDの主な変更点¹

- 新たな適用基準(表1参照)を提案し、その結果、約80%の企業が適用対象外となる。
- CSRD報告書の初回提出期限は2027年まで延期され、これは多くの企業にとって2年の遅れを意味する(表1

参照)。

- 上場中小企業(SME)を適用範囲から除外。
- 従業員1,000人未満の企業向けの自主的サステナビリティ報告基準を発行予定。(EFRAGの非上場中小企業向け自主的サステナビリティ報告基準(VSME)を基に)
- トリクルダウン効果を低減するため、バリューチェーン内の中小企業に対する企業の情報要求を制限する。要求される情報は、自主的サステナビリティ報告基準(VSME)または業界の標準情報の範囲に沿ったものでなければならず、それを超えないようにする。
- 現行の欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の改訂と簡素化を計画。これには、要求されるデータポイント数の削減と、定性的データポイントよりも定量的データポイントの優先が含まれる。
- 限定的保証(Limited Assurance)の要件は維持するが、合理的保証(Reasonable Assurance)への移行は行わない。
- ダブルマテリアリティ分析(DMA)は変更なし。
- CSRD報告書については、欧州単一電子フォーマット(ESEF)を通じてデータをタグ付けする要件を維持するが、そのような規則がEUで採用された場合に限り。
- 以前提案されていた業界別基準の導入を廃止する。

1 CSRDとESRSについての以前の解説はこちらを参照のこと。<https://blog.protiviti.com/2024/02/16/eu-extends-certain-csrd-adoption-timelines-for-sector-specific-standards-and-non-eu-companies-but-read-between-the-lines/>

表 1. 現在と提案されている CSRD の範囲とスケジュール

	現在の CSRD		改訂案	
	対象企業	時期	対象企業	時期
Wave1	従前の NFRD の適用企業かつ、従業員数が 500 人を超える企業	2024 年度	削除	
Wave2	以下 3 つのうち 2 つの基準を満たす大企業： > 従業員 250 人以上 > 売上高 5,000 万ユーロ超 > 総資産 2,500 万ユーロ超	2025 年度	従業員 1,000 人以上かつ、売上高 5,000 万ユーロ以上または総資産 2,500 万ユーロ以上の大企業	2027 年度
Wave3	公共性の高い中小企業（上場、保険など）	2026 年度	削除	
Wave4	EU 域内で 1 億 5,000 万ユーロ超の売上高を持つ非 EU 企業、または EU 域内で 4,000 万ユーロ超の売上高を持つ支店	2028 年度	EU 域内で 4 億 5,000 万ユーロ超の売上高を持つ非 EU 企業、または EU 域内で 5,000 万ユーロ超の売上高を持つ支店	2028 年度

CSDDD の主な変更点²

- CSDDD の対象となる最初の企業の遵守期限を 2028 年 7 月まで延期。（EU 企業の適用基準：従業員 3,000 人以上 かつ 売上高 9 億ユーロ超、非 EU 企業の適用基準：EU 域内での売上高 9 億ユーロ超）
- 2029 年 7 月の期限を維持。（EU 企業：従業員 1,000 人超かつ売上高 4.5 億ユーロ超、非 EU 企業：EU 域内での売上高 4.5 億ユーロ超）
- 負の影響に関する詳細な評価の義務を軽減し、企業がその影響を疑う場合にのみ実施することを要件とする。
- デューデリジェンス・プロセスは直接取引先 (Tier1) に限定するが、間接取引先から潜在的な悪影響に関する「もっともらしい」情報を得た場合、企業はその影響を評価する義務を課す。
- 従業員数 500 人未満の取引先に対する情報提供の要請を、自主基準で定められた内容に制限する。
- デューデリジェンス措置の適切性と有効性の定期的な評価の頻度を年 1 回から 5 年に 1 回へと削減。

- EU レベルでの民事責任規定を削除し、各加盟国の裁量で規定するかどうかを決定する。
- ビジネス関係の終了義務を「最終手段」としての措置から削除。
- 企業の気候変動緩和のための移行計画(トランジション・プラン)の策定義務は維持されるが、移行計画を実行する義務は撤廃。

EU タクソノミーの主な変更点

- タクソノミーの整合性報告の義務化を、従業員 1,000 人以上かつ売上高 4 億 5,000 万ユーロ以上の企業に対してのみに限定。（このため、CSRD の対象にはなっても EU タクソノミーの適用対象外となる企業もあることに注意）
- 特定の「重大な害を及ぼさない」(DNSH) 基準の一部を簡素化することを提案。
- タクソノミーに沿ったオペレーショナル・エクスペンディチャー (OPEX) の報告義務を削除する一方、タクソノミーに沿った売上および資本的支出 (CAPEX) に関する報告義務を維持する。

2 CSDDD についての以前の解説は以下参照。 <https://blog.protiviti.com/2024/10/28/csddd-the-latest-sustainability-dictum-from-the-eu-takes-a-scrutinizing-look-at-supply-chains/>

- 報告書テンプレートの簡素化を提案。
- EUタクソミーの部分的な整合性報告を許可。

- 事業にとって財務的に重要な活動のみを、タクソミー適格性およびタクソミー整合性の評価対象とする柔軟性を導入。(KPI の分母の 10%以上の重要性の閾値(「デ・ミニミス値」)を導入)

- 銀行のグリーンアセットレシオ(GAR)を改正し、CSRD 適用対象外と提案されている企業(従業員 1,000 人未満)を計算から除外可能にする。

CBAMの主な変更点

- 小規模輸入者(主に中小企業と個人)をCBAMの義務から免除。
- 適用範囲に残るものについては、計算と報告手続きを簡素化。

次に何が起こり、企業は今何をすべきか？

提案された包括的な変更は、一部の企業や業界団体から好意的なフィードバックを受け一方、他の企業には混乱を引き起こし、報告準備を順調に進めている企業(特にCSRDの第一波(Wave1)に含まれる企業)からは、これまでの作業をどうすればよいのかという疑問が投げかけられている。企業は、これはあくまで提案であり、最終的な規制決定ではないことに留意すべきである。現在CSRD活動に従事している者は、温室効果ガス(GHG)排出インベントリーや移行計画(トランジションプラン)など、今後も活用可能な部分や、あるいは他の基準や枠組みで利用できる活動を継続すべきである。

今後、この提案はEUレベルで審査され、コメント募集や法制化に向けた交渉が行われ、その後、国会議員や加盟国による投票が必要となる。このプロセスには少なくとも数ヶ月はかかる予想される。企業は、最新情報を継続的に確認し、必要に応じてパブリックコメントのプロセスに参加すべきである。

この提案が大きな変更なしに法制化されれば、現在CSRDの適用範囲となっている企業の約80%が適用範囲から外れることになる。引き続きESRSの適用対象となる企業は、あと2年以内に準備を整え、改訂されたESRSに基づく報告準備が必要である。以下は、現在適用対象とされている各カテゴリーの企業がどのような影響を受けるかについての潜在的なシナリオを示す：

- **現在のWave 1企業**は、まず、事業を展開している国が現行のCSRD要求事項をすでに国内法に採用しているかどうかを確認する必要がある。

- 国内法が施行されている場合、オムニバスの新改定案が実施され国内法に移行されるまでは、現行のESRSを使用して国内法の下で報告しなければならない。また、外部監査人と遵守対応アプローチについて話し合うことも推奨される。

- 国内法が施行されていない場合、企業はCSRD採択以前の法律、すなわち非財務報告指令(NFRD)に基づいて報告しなければならない。

また、新たなCSRDの適用基準に基づき、自らが今後も適用対象かどうかを確認することが重要である。現在のWave1企業の大半は、おそらくまだ適用範囲内にあるだろうが、すべてではない。もし適用範囲内であれば、2027年度報告へ向け、新しいESRS基準への対応準備を継続すべきだ。

もし適用範囲外となるのであれば、新たに策定予定の自主的報告基準(現行のVSMEの草案)を参考に適切な対応を探すべきだ。

- **現在のWave 2企業**は、新しい適用基準の下でもCSRDの適用範囲内かどうかを確認する必要がある。もし適用対象なら、あと2年間は準備のための時間がある。この時間を有効に活用することが推奨される。もし、今後適用範囲外となるのであれば、新たに策定予定の自主的報告基準の方向性として、VSMEの現在の草案を参考に適切な対応を探すべきだ。

- **現在のWave 3企業**も、新たに策定予定の報告基準を用いて報告することができる。

- **現在のWave 4企業**は、非EU企業のための新しい基準値を用いて、まだ適用範囲内かどうかを確認し、それに応じて準備する必要がある。

私たちからのコメントと提言

今回提案されている変更は、膨大なデータポイント、不明確なESRS(欧州サステナビリティ報告基準)の定義、限られたリソース、優先事項の競合、短期間での対応に課題を感じている企業の助けになるはずである。この提案のもとで適用範囲にとどまる企業には、さらに2年間の準備期間が与えられ、簡素化された基準の使用が認められ、保証要件も緩和されることになる。

一方、提案により適用範囲外となる企業も、自社の価値観、市場からの圧力、ステークホルダーの期待に基づき、選択した厳格さで自主的に報告することが可能である。

現時点での、私たちは以下を推奨する。

- すでに開発したガバナンス体制、ダブルマテリアリティ評価 (DMA) の結果として特定された重要トピック、選択したサステナビリティトピック (廃棄物管理や自社従業員など) に関する知識と認識を有効活用する。
- 国内または国際的に確立された既存の基準や枠組みを使用して、サステナビリティ報告を継続する。
- 規制の更新と進展、特に新しい ESRS 改訂版および新たな自主的報告基準 (VSME) の動向を注視する。
- データ基盤 (データレイク) を確立し、内部統制とデュエリジェンスを実施し、組織構造とプロセスを更新し、サステナビリティと事業戦略の整合性を確保し、新たな影響、リスク、機会に対応することにより、2027 年度 (非 EU 企業は 2028 年度) の CSRD 報告に備える。

- 更新された ESRS と新しい自主基準は、気候変動と温室効果ガス排出 (GHG 排出) の開示に重点を置くことが予想されるため、排出量 (GHG 排出) インベントリーの確立、GHG データの管理と内部統制、科学的根拠に基づく移行計画など、このテーマについて十分な準備を整えておく必要がある。

プロティビティが提供可能な支援

サステナビリティ、そしてサステナビリティ報告は、新たなリスクと機会を提示する継続的な取り組みです。あらかじめ一律適用できるテンプレートやソリューションはなく、各企業は、環境・社会・ガバナンス (ESG) 報告および運用に対して、その複雑性を管理し、企業を継続的かつ長期的な成功に導くために、個別かつ総合的なアプローチを必要としています。

プロティビティでは、報告と規制対応に関する専門知識と戦略的パートナーシップを活用し、クライアントのサステナビリティ報告プロセスの構築と最適化を支援します。私たちは、企業が持続可能な未来に自信を持って立ち向かえるよう、サステナビリティ指標を定義し、戦略と規制要件に整合するよう支援し、データと分析を活用した革新的な報告プロセスを支援し、監査と保証の準備を促進します。

プロティビティについて

プロティビティは、企業のリーダーが自信をもって未来に立ち向かうために、高い専門性と客観性のある洞察力や、お客様ごとの的確なアプローチを提供し、ゆるぎない最善の連携を約束するグローバルコンサルティングファームです。25ヶ国、90を超える拠点で、プロティビティとそのメンバーファームはクライアントに、ガバナンス、リスク、内部監査、経理財務、テクノロジー、デジタル、オペレーション、人材・組織、データ分析におけるコンサルティングサービスを提供しています。プロティビティは、米国フォーチュン誌の働きがいのある会社ベスト100に10年連続で選出され、Fortune 100の80%以上、Fortune 500の約80%の企業にサービスを提供しています。また、成長著しい中小企業や、上場を目指している企業、政府機関等も支援しています。プロティビティはRobert Half (RHI)の100%子会社です。